

4. 活動報告

4.1. 運営委員会の設置について

15.10.30

制定理由

地震調査研究推進本部(政策委員会調査観測計画部会)で検討が行われている「東南海・南海地震を対象とした調査観測の強化に関する計画(第一次報告、平成15年6月26日)に基づき、文部科学省(研究開発局)は平成15年度から5か年計画として「東南海・南海地震に関する調査研究-予測精度向上のための観測研究-」を実施している。地震(津波)発生可能性の長期評価、強震動(揺れ)や津波の予測を高精度で行うことを目的として、プレートの形状・動きや強震動・津波発生領域を詳細に推定するため、本観測研究は、(1)東南海・南海地震の想定震源域におけるプレート形状等を把握するための地殻構造調査研究、(2)東南海・南海地震の想定震源域における微小地震分布を把握するための海底地震観測研究、(3)海底地殻変動観測の精度向上のための技術開発、というサブテーマで構成され、東京大学地震研究所、東北大学大学院理学研究科及び名古屋大学大学院研究環境学研究科並びに海洋科学技術センターの4機関で体制を構築し、関係する研究機関(者)の参加・協力を得て研究をおこなっている。

これを受け、本調査研究を効果的に推進するため、地震研究所に研究運営委員会を設置することとし、東南海・南海地震調査研究運営委員会規則を制定しようとするものである。

東南海・南海地震調査研究運営委員会規則

平成 15 年 10 月 30 日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、「東南海・南海地震に関する調査研究-予測精度向上のための観測研究-」プロジェクトを効果的に推進するため、東南海・南海地震調査研究運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本プロジェクトの研究に関する重要事項を審議し、関係研究機関(者)間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 委員会の構成員
- (2) その他、研究推進に関わる事項
- (3) 本プロジェクトに関わる研究計画

(構成)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員の中から地震研究所長が委嘱する。

- (1) 本プロジェクトに参加する者若干名
 - (2) 上記以外の有識者若干名
- 2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、地震研究所 地震地殻変動

観測センター内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、地震研究所において処理する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成 15 年 10 月 30 日から施行する。

15.10.30

東南海・南海地震調査研究運営委員会の構成

委員

1. コア4機関の研究者

海洋科学技術センター固体地球

統合フロンティア研究システム

東京大学地震研究所

名古屋大学大学院環境学研究科

東北大学大学院理学研究科

金田 義行(サブテーマ1)

金沢 敏彦(研究代表者、サブテーマ2)

安藤 雅孝(サブテーマ3の1)

藤本 博巳(サブテーマ3の2)

2. 有識者

北海道大学大学院理学研究科

東京大学地震研究所

東京工業大学理工学研究科

京都大学防災研究所

九州大学大学院理学研究院

防災科学技術研究所

国土地理院

気象庁

海上保安庁海洋情報部

日本気象協会

谷岡 勇市郎

平田 直

本蔵 義守(委員長)

橋本 学

清水 洋

堀 貞喜

畑中 雄樹

宇平 幸一

藤田 雅之

津村 建四朗